

山口県障害児支援従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県障害児支援従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害児通所支援等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 この補助金は、別紙「山口県障害児支援従事者処遇改善緊急支援事業費補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、障害児通所支援事業所等が行う事業を対象とし、補助率は10/10とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、実施要綱に基づき知事が必要と認めた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は、別記第1号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第4条第3項の知事が付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第8条第1項の申請は、別記第2号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出しなければならない。

- 2 知事は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。

3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- （1）補助の目的に変更をもたらさず、かつ、より能率的な補助の目的の達成に資すると認められる内容の変更
- （2）補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更
- （3）経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更
- （4）経費の効率的な使用に資するものであり、補助の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

（実績報告）

第9条 規則第11条の実績報告は、別記第3号様式による実績報告書に関係書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第10条 知事は、事業の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、規則第5条の規定による通知に係る金額及び規則第8条第1項の規定により承認した金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

（調査）

第11条 知事は、補助事業の実施に関して、申請者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。